

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长	平成27年7月29日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
京都市左京区北白川瓜生山2-116	学校法人瓜生山学園 理事長 德山 豊 電話075-791-9122

主たる業種	大学					細分類番号	8	1	6	1		
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで											
基本方針	平成23～25年度の平均値を基準に平成28年度までに温室効果ガス排出量を3%以上削減する。											
計画を推進するための体制	学長会にて、キャンパス計画と共に、設備の入れ替えによる使用エネルギーの削減や学内的な省エネ活動について検討、啓蒙を行う。											
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率						
	事業活動に伴う排出の量	4,009.1 トン	3,737.2 トン	トン	トン	-6.8 パーセント						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量	4,009.1 トン	3,737.2 トン	トン	トン	-6.8 パーセント						
	実績に対する自己評価	○校舎の改修によって更新された照明・空調機器により、省エネが図れた。										
	原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率					
		大学	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×100)	5.72	5.44		-4.90 パーセント					
		事業活動に伴う排出の量 ( )				パーセント						
実績に対する自己評価	○校舎の改修によって更新された照明と空調機器により、省エネが図れた。											
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考							
	6.0 パーセント	6.0 パーセント	パーセント	パーセント	パーセント							
具体的な取組及び措置の内容	(26) 年度	昨年から引き続き校舎改修による照明のLED化と省エネタイプの空調機導入。またEMS導入の為の環境取組を開始した。										
	(27) 年度											
	(28) 年度											
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	公共交通機関での通勤を基本としている。										
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	ほとんどの教職員の理解を得られているが、自宅から最寄駅が遠い者などは、個人で駐車場を借り、使用している場合はある。										
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考							
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン								
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン								
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン								
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン								
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン								
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	平成26年度から教職員対象に環境改善取組を開始した。今後学生も対象とするべく活動を継続中											
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス削減の基準年は専門学校・日本語学校と法人統合した平成25年度で設定している。</li> <li>・第一計画期間の超過削減量261.2t-CO<sub>2</sub>を平成28年度の排出量から差し引いて記載している。</li> </ul>											

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。